

# 茅野市内通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年4月1日

茅野市内通学路交通安全推進協議会

## 1. プログラムの目的

平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「茅野市内通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童・生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

### 本プログラムの趣旨

- 1 継続的に通学路の安全点検を実施し、安全確保に努めます。
- 2 関係機関が連携し、一体となって通学路の安全対策を推進します

## 2. 茅野市内通学路交通安全推進協議会の設置

通学路の交通安全確保を推進するため、以下をメンバーとする「茅野市内通学路交通安全推進協議会」を設置しました。

「茅野市内通学路交通安全推進協議会」委員構成

- (1) 国土交通省関東地方整備局長野国道事務所（岡谷維持修繕出張所）
- (2) 長野県諏訪建設事務所
- (3) 長野県茅野警察署
- (4) 茅野市校長会
- (5) 茅野市PTA連合会
- (6) 茅野市教育委員会こども部学校教育課
- (7) 茅野市都市建設部建設課

「推進体制」

多様な主体が連携して児童・生徒の登下校時の安全を確保していきます。

- (1) 教育委員会こども部学校教育課は、学校の学校安全計画の策定や通学路指定に関し、指導・助言及び安全教育の推進を支援します。事務局は、安全確保に向けて関係機関への要請・調整に取り組みます。
- (2) 道路管理者（長野国道事務所、諏訪建設事務所、都市建設部建設課）は、所管する道路に関し、通学路の歩道の整備、防護柵の設置や交通安全施設整備などの安全確保に取り組みます。
- (3) 茅野警察署は、児童・生徒の安全安心な登下校のために、交通規制、交通安全指導、取り締まりなどに取り組みます。
- (4) 学校は、危険個所を把握し、安全教育や登下校時の安全指導を徹底します。  
また、関係機関・組織と協議して改善を要請します。

(5) P T Aは、通学路の危険個所の把握、街頭指導・パトロールなどの校外指導、家庭における安全教育などを行います。

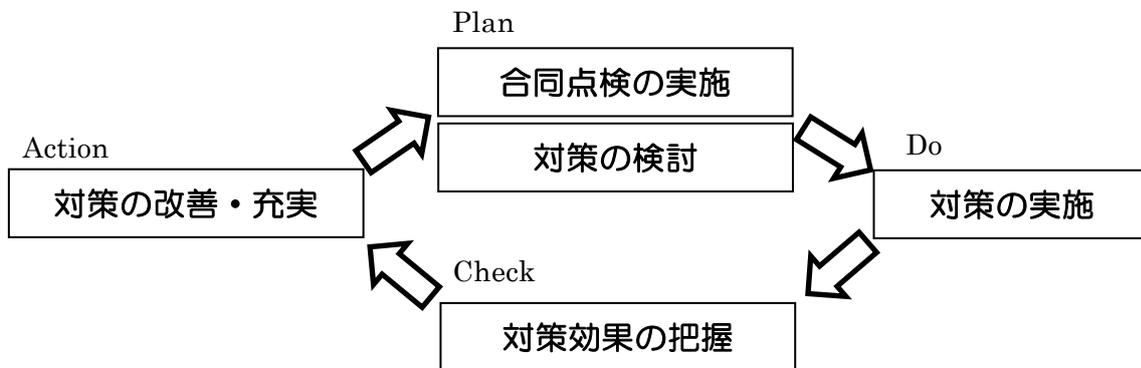
### 3. 取組方針

#### (1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

#### 【通学路交通安全確保のためのP D C Aサイクル】



#### 【タイムスケジュール】

時期	内 容	備 考
4月	通学路にかかる点検個所の報告について通知	学校教育課→学校
5月	各校からの報告集約 但し、軽微な維持修繕は、施設管理者が速やかに対策を実施。	学校→学校教育課 関係機関
6～7月	合同点検の実施 ・対策方法の検討	通学路交通安全推進協議会委員
8～9月	通学路交通安全推進協議会 ・施策の検討 ・対策依頼	通学路交通安全推進協議会委員
	通学路の危険個所と検討結果の公表	学校教育課・建設課
9～2月	対策実施	関係機関
2～3月	通学路交通安全推進協議会 ・対策効果の把握 ・対策の改善、充実	通学路交通安全推進協議会委員
	通学路の危険個所と対策結果の公表	学校教育課・建設課

(2) 定期的な合同点検

効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路交通安全推進協議会において、重点課題を設定し、学校ごとに年1回合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備、防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童・生徒等が登下校時に通学路が安全になったと感じているか等を確認するため、学校へのアンケート実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

対策実施まで時間のかかるものについては早期の対策実施を関係機関に働きかけます。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図（実施済みの箇所を除く）」を作成し、公表します。